

北海道バレーボール協会特別事業等基金規程

(設 置)

第1条 北海道バレーボール協会周年事業等の記念事業及び国際大会等の開催に要する費用の財源に充てるため、北海道バレーボール協会特別事業等基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立)

第2条 基金は、次に掲げる収入を積み立てるものとする。

- (1) 予算で定める額
- (2) 国際大会等益金及び大会開催収入寄附金
- (3) 基金により生じる収入

(管 理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金の管理状況は、毎年度、理事会及び評議員会に報告しなければならない。

(使 用)

第4条 第1条の目的のため、基金の全部又は一部を使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その内容及び金額を収支予算に計上し理事会の決議を経なければならない。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年3月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月26日から施行する。